

喜茂別町地域防災計画の修正の概要について

1 喜茂別町地域防災計画の修正の概要について

「喜茂別町地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係る事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画であり、喜茂別町防災会議（会長：喜茂別町長）で決定する。

【喜茂別町地域防災計画の構成】

一般災害対策編

防災組織、災害予防、災害応急対策、災害復旧 等

地震災害対策編

地震想定、予防、応急対策、災害復旧 等

資料編

災害履歴、災害危険箇所、避難場所 等

2 計画修正の趣旨

北海道地域防災計画の修正に基づき、最新の防災基本法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画、原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正を行う。

3 主な修正の概要

(1) 一般災害対策編

【第4章 災害予防計画】

- 北海道石油業協同組合連合会（以下「北石連」という。）小樽地方石油業協同組合との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定の締結に係る業務を追記
→大規模停電時の燃料補給に備える為
- 災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを学校等が保護者との間で定めておくものとする。を追記
→北海道地域防災計画の修正に基づき追記
- 町は、医療的ケアを必要とする要配慮者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。を追記
→北海道地域防災計画の修正に基づき追記
- 尻別川及び喜茂別川水害タイムライン（事前防災行動計画）を追記
→国土交通省が発災前に関係機関がそれぞれ取るべき行動を時系列で示す事前防災行動計画「タイムライン」の策定を推進していることから追記

【第5章 災害応急対策計画】

- 避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。を追記
→北海道地域防災計画の修正に基づき追記
- 指定緊急避難所の開設・運営管理を追記
→北海道地域防災計画の修正に基づき追記
- 北海道災害ボランティアセンターとの連携を追記
→災害時のボランティア活動の円滑化及び道内の各市町村の大多数が災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を締結をしている為

【第7章 火山災害対策計画】

- 火山の噴火警報及び噴火予報の発表基準の修正
→令和元年7月に導入された噴火警戒レベルに基づき修正

【第8章 事故災害対策計画】

- 代替オフサイトセンターの指定に係る基本方針と住民等への情報を追記
→内閣府・道より代替オフサイトセンターとして農村環境改善センターが指定されている為

(2) 地震災害対策

【第2章 災害予防計画】

- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を追記
→北海道地域防災計画の修正に基づき追記
- 防災訓練において、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達を追記
→北海道地域防災計画の修正に基づき追記
- 大規模広域災害時の円滑な広域避難及び広域一時滞在について追記
→北海道地域防災計画の修正に基づき追記
- 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画を追記
→北海道地域防災計画の修正に基づき追記

【第3章 災害応急対策計画】

- 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項を追記
→北海道地域防災計画の修正に基づき追記

【第4章 災害復旧計画】

- 地震保険の加入要領を追記
→加入要領等を記載することにより地震保険の重要性を計画に反映

(3) 資料編

- [災害危険箇所]：水防区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び危険物所在一覧を修正
→尻別川流域の水害リスク情報（後志総合振興局）、土砂災害警戒区域等の情報（後志総合振興局）及び羊蹄山ろく消防組合消防署喜茂別支署からの情報により修正
- [通信・輸送]：ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領にヘリポート一覧を追記
→羊蹄山ろく消防組合消防署喜茂別支署からの情報により追記